神戸市すこやか保育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市すこやか保育支援事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるすこやか保育支援事業(以下「すこやか保育」という。)等を実施する事業者に対する補助金の交付について、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)保育所 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育 所(児童福祉法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
 - (3) 幼稚園 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する幼稚園
 - (4) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園
 - (5) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所(児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。)
 - (6) 小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を 行う事業所(児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限 る。)
 - (7) 事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所(児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けたものに限る。)
 - (8) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する児童
 - (9) 2 号認定子ども 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号に規定する児童
 - (10) 3 号認定子ども 子ども・子育て支援法第 19 条第 3 号に規定する児童
 - (11) すこやか保育対象児童 実施要綱第5条に規定する判定を受けた児童

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、神戸市内で運営する保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業において、すこやか保育を実施する事業者とする。

2 前項のうち、幼稚園型認定こども園については、兵庫県が実施する私立幼稚園特別支援教育振興費補助金(以下「県補助」という。)の対象となる2号認定子どもに対して他の児童との集団による教育・保育の提供を行う施設を含むものとする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助の対象となる経費は、すこやか保育の実施にかかる経費とする。
- 2 第3条第2項に定める幼稚園型認定こども園においては、県補助対象の2号認定 子どもの保育の実施にかかる経費を対象経費に含むものとする。
- 3 補助対象者は、本補助金により、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に 関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日、こ成保38、5文 科初第483号)」に規定する職員の配置基準を超えて、すこやか保育を担当する職 員の配置に努めなければならない。

(補助金の算定基準)

- 第5条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、すこやか保育対象児童 数に別表1に掲げる額を乗じて得た額を補助金として交付することができるものと する。
- 2 前条第3項に基づき配置される職員が、次の各号のいずれかに該当する場合、前項で算定された額を2で除して得た金額に減額するものとする。ただし、算定された額に十円未満の端数が生じた場合は、十円未満は切り捨てとする。
- (1) 他の補助事業の対象となる場合。
- (2) 保育士資格を有していない場合。ただし、対象児童が1号認定子どもの場合は、幼稚園教諭免許または保育士資格を有していない場合とする。
- (3) 前条第2項に基づく職員を配置していない場合。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ 交付することを決定したときは交付決定通知書(様式第2号)により、交付しない ことを決定したときは不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知する ものとする。
- 2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額 であるときは、神戸市会計規則(昭和39年3月神戸市規則第81号)第42条に規 定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(調査報告)

- 第8条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況に ついて報告を求めることができる。
- 2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

(交付決定の取消し・返還)

- 第9条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金 を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(施行の細則)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附則

(施行の期日)

第1条 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(類似要綱の廃止)

第2条 民間保育所障害児保育費補助金交付要綱(昭和53年12月16日施行)は 廃止する。

附則

この要綱は、平成 15 年 3 月 10 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附即

この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成29年9月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年2月19日から施行し、平成29年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、平成31年1月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行の期日)

第1条 この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用 する。

(類似要綱の廃止)

第2条 神戸市すこやか保育支援事業補助金交付の特則に関する要綱(平成27年 4月1日施行)は廃止する。

別表1 (第5条関係)

保育所・幼保連携型認定こども園

	施設種別	対象児童1人あたり の補助単価
1	号認定子ども	65,300 円/月
2号認定子ども・3号認定子ども		
	実施要綱第6条第1項に定める児童	139,630 円/月
	実施要綱第6条第2項に定める児童	209, 450 円/月

幼稚園型認定こども園

	施設種別	対象児童1人あたり
)他 to (程方)	の補助単価
9	旦初 字 7. ビオ	139,630 円/月
2号認定子ども		- 県補助に定める額
3号認定子ども		
	実施要綱第6条第1項に定める児童	139,630 円/月
	実施要綱第6条第2項に定める児童	209, 450 円/月

家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業

	施設種別	対象児童1人あたり の補助単価
2	号認定子ども・3号認定子ども	
	実施要綱第6条第1項に定める児童	(地域型保育給付)
	実施要綱第6条第2項に定める児童	60,540 円/月